

笠間市議会議会運営委員会記録

令和7年8月22日 午前9時57分開会

出席委員

委員長	村上 寿之 君
副委員長	安見 貴志 君
委員	河原井 信之 君
〃	内 桶 克之 君
〃	益 子 康子 君
〃	田 村 泰之 君
〃	西 山 猛 君

欠席委員

委員	大 貫 千 尋 君
----	-----------

委員以外の出席議員

議長	畑 岡 洋 二 君
----	-----------

出席説明員

総務部長	瀬 谷 昌 巳 君
------	-----------

出席議会事務局職員

議会事務局 長	山 田 正 巳
議会事務局 次長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程

令和7年8月22日（金曜日）
午前9時57分開会

- 1 開会
- 2 案件

（1）令和7年第3回笠間市議会定例会について

(2) その他

午前 9 時 57 分開会

○村上委員長 議会運営委員会の委員の皆様並びに議長におかれましては何かとお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、令和 7 年第 3 回笠間市議会定例会の提出議案、会期日程及び議案等の取扱いについて御協議願いたくお集まり頂いた次第であります。よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は 6 名であります。欠席委員は大貫委員、河原井委員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、主査、係長が出席しております。

本日の会議の記録は書記の次長補佐にお願いします。

○村上委員長 会議に先立ち議長より挨拶をお願いします。よろしくお願いいたします。

○畑岡議長 おはようございます。

昨日の全員協議会に引き続きお疲れさまでございます。ただいま委員長のほうからありましたように令和 7 年第 3 回定例会の議案や日程についての御審議ということでもありますのでよろしくお願いいたします。そしてしっかりと定例会で議論ができるような段取りを組んで頂ければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。失礼いたします。

○村上委員長 ありがとうございます。

〔議長退席〕

○村上委員長 それではこれより協議事項に入ります。

令和 7 年第 3 回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に、①令和 7 年第 3 回笠間市議会定例会の招集告示についてであります。資料のとおり、本日、招集告示がされたところであります。

次に、②提出議案等について総務部長より説明願います。

総務部長瀬谷昌巳君、お願いいたします。

○瀬谷総務部長 令和 7 年第 3 回定例会には、資料一覧のとおり、諸般の報告 1 件、内容は 7 件になっております。報告が 1 件、認定が 5 件、諮問が 4 件、議案が 16 件、合わせて 27 提案が予定されております。

それぞれの内容について概略を御説明いたします。

提案 1 の諸般の報告の 1 番目は、令和 6 年度に完了した笠間市一般会計継続費に係る継

続年度が終了した笠間工芸の丘の事業などについての精算報告をするものでございます。

2番3番目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、一般会計、特別会計の健全化判断比率及び公営企業会計等の資金不足比率について監査委員の意見を付して報告するものでございます。

4番目は、債権管理条例に基づき令和6年度に放棄した非強制徴収債権の報告をするものでございます。

5番目と6番目の専決処分の報告、損害賠償の額を定めることについては、令和7年3月17日月曜日午後1時頃、笠間市安居地域内の市道の道路敷に自生する樹木が強風の影響で倒れ、隣接する会社敷地に駐車していた乗用車を直撃し、車内にいた相手方にけがを負わせたもので、責任割合は市側が100%相手側を0%とし、市は相手側に11万1,980円を支払うものでございます。また、その際に会社敷地のフェンスも直撃し損傷させており、こちらの責任割合も市側100%相手側0%とし、市は相手方に15万8,400円を支払うものでございます。

7番目は、専決処分の報告、損害賠償の額を定め和解することにつきましては、令和6年10月1日午前11時50分頃、笠間市旭町地内の市道を乗用車で走行中、破損した縁石により、車両左側が損傷し、左側後輪がパンクしたもので、責任割合は市側が40%相手方は60%とし、市は相手方に19万6,825円を支払うものでございます。

提案2の報告、専決処分の承認を求めることについてであります。令和7年度一般会計補正予算（第2号）について、国の物価高騰対策として、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者などを支援する事業を行うための経費、また、参議院通常選挙等における投票立会人等の報酬額の改定に迅速に取り組むため、6月30日に専決処分したものでございます。

提案3から提案7の認定でございますが、令和6年度笠間市一般会計及び特別会計、市立病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定に付するものでございます。

提案8から提案11の諮問、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、委員の任期満了等による再任や新たな選任に当たり法務大臣に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

提案12の議案、笠間市職員の勤務時間休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改定に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより一層容易にするため、関係条例の一部を改正するものでございます。

提案13の議案、笠間市手数料条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、軽自動車税用の住所証明書が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。

提案14の議案、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例については、基幹系システム標準化に伴い、統合宛名システムに住民基本台帳に登録されていない者の宛名情報を一元的に管理するシステムを実装化させ、特定個人番号の利用と他事務との連携を可能にするため、所要の改正を行うものでございます。

提案15の議案、笠間市税条例の一部を改正する条例については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律により、所要の改定を行うものでございます。

提案16の議案、笠間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、子ども子育て支援法などの一部を改正する法律において、乳幼児等通園事業については、児童福祉法において市町村による認可事業として位置づけられ、設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、その条例を定めるものでございます。

提案 17 の議案、市道路線の認定については、茨城中央工業団地整備事業に伴う 3 つの路線の認定を道路法の規定により議会の議決に付するものでございます。

提案 18 の議案、工事請負契約の締結については、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に規定する額を超えるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案 19 の議案、動産購入契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末購入について）も、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に規定する額を超えるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案 20 から、次のページ最後の提案 27 までの議案は、令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）から、令和 7 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 8 会計の予算についてそれぞれ予算の補正を行うものでございます。

以上で 9 月定例会に上程予定の議案等の説明を終わります。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

提出議案等の取扱いについて質疑等ありましたら挙手によりお願いいたします。

何かございますか。

内桶委員。

○内桶克之委員 諸般の報告の中の専決処分が二つがあるのですが、これは道路敷の木が倒れて、1 番目は車、2 つ目が物損というか車以外のところというところによろしいですか。

○村上委員長 総務部長瀬谷昌巳君。

○瀬谷総務部長 道路敷地内に自生していた樹木なのですが、それが、会社に泊まっていた従業員の車に。昼休みだと思うのですが、休憩していて、そこに倒れてきて、車も

破損してるのですが、本人もその衝撃で腰などをちょっとやってしまったと。また、その会社の敷地にもフェンスがありまして、そこも破損させたということです。今回の提案につきましては、まず、本人のけがということとフェンスです。車両のほうも激しく大破しているのですが、こちらはまだ示談という形にはなっていないので、それが出てきてからまた後で提案されるというようなことです。今回はこの2つが提案されたということです。

○村上委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 樹木というのは、街路樹という認識でいいのですか。

○村上委員長 総務長瀬谷昌巳。

○瀬谷総務部長 ヒノキでして、もともとそこに自生していた木です。それがかなり枯れていまして、根本から倒れたという形です。折れたのではなく、根っこまで引っっこ抜けるような形で倒れたというようなものです。

○村上委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 道路敷にあるということで、自生していても市の財産という形になってしまうので、管理を徹底しないとまた起きてしまう。街路樹であれば、点検もしてると思うのですが、なかなか難しいが判断だと思いますが、事例もあるので、管理をしっかりとお願いします。

○村上委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければこれで御了承願います。

次に会期日程案について事務局より説明願います。

事務局次長石井謙君。

○石井議会事務局次長 それではタブレット資料の03、会期日程（案）を御覧頂きたいと思えます。

前回の議会運営委員会や全協でも、お示ししたとおり、会議は8月29日金曜日から9月19日金曜日までの22日間に変更はございません。

なお、一般質問通告の締切りは8月29日午前中、議案質疑通告の締切りは同日午後5時まで。討論通告締切りは9月17日水曜日午前中までとなります。

また、9月2日火曜日、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱いについて協議をお願いいたします。

以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

会期日程については、先日の全協でも報告し、了承を得ているところですが、改めてお諮りいたします。

会期日程案について、この通り決したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議なしと認め、そのように決しました。

ただいま決定しました会議日程案につきましては、第3回定例会初日に改めて委員会から報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、④議案等の取扱いについて事務局より説明願います。

事務局次長石井謙君。

○石井議会事務局次長 議案等の取扱いについて御説明をいたします。

第1日、初日になります。資料は、04の議事日程第1号を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名についてでございますけれども、今回は議席番号8番、内桶議員と9番田村幸子議員が、今定例会中の会議録署名議員となります。

日程第2、会期の決定についてでございます。

日程第3、諸般の報告につきましては、先ほど総務部長より説明がありました法令等に基づく報告事項について7件の報告がございます。また、会議規則第167条第1項ただし書の規定に基づき、議員派遣を行いました。去る8月4日から5日に実施されました広報委員会の行政視察につきまして報告をいたします。こちらにつきましては、資料09に載せてあります。御覧ください。

日程第4、請願陳情につきましては、この後取扱いにつきまして協議を頂きますが、所管の常任委員会へ付託をいたします。

日程第5、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第2号））につきましては、提案理由の説明の後、即決でお願いしたいと思います。なお、即決議案につきましては、別に掲載させて頂いておりますタブレット資料の05即決議案一覧表を御覧頂きたいと思います。

日程第6、認定第1号から認定第5号については、一括議題とし、提案者の説明を受けます。

日程第7、諮問第2号から諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、即決議案となります。

日程第8、議案第70号、笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第85号、令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）までの16議案について提案者から説明を受けます。

初日の議事日程については以上でございます。

続きまして、2日目、9月2日の議事日程について御説明をいたします。資料は06議事日程第2号を御覧頂きたいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名については、会期中、会議録署名議員に変更はございません。

日程第2、認定第1号、令和6年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号、令和6年度笠間市下水道事業会計決算認定についてまでの5件につきましては、決算特別委員会を設置しまして、資料07の議案付託区分表上段のとおり、決算特別委員会に付託いたします。

日程第3、議案第70号笠間市職員の勤務時間休暇等に関する条例及び笠間職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第85号、令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）までの16議案につきましては、議案質疑の後、議案付託区分表のとおり所管の委員会に付託をいたします。07議案付託区分表の中で、最下段になりますけれども、昨日21日に開催されました清掃施設整備等調査特別委員会におきまして、議案第78号、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、環境推進部資源循環課所管の環境センター整備改良検討業務委託に係る費用等については、清掃施設整備等調査特別委員会に付託すべきとの御意見がございましたので、この通り記載しておりますが、この点につきまして、議会運営委員会の皆様に御協議をお願いいたします。

以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

説明の中で、清掃施設整備等調査特別委員会に付託する件がございました。この件についてはどのようにしますか。質疑等がありましたら挙手によりお願いします。

一回暫時休憩いたしますので、すみませんが休憩の中でお願いします。

河原井委員が着座しました。

○村上委員長 暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時22分再開

○村上委員長 休憩を解いて協議を再開したいと思います。

今、大体お話をしたのですが、付託したほうがいいのじゃないかというような話が多々ありました。付託しなくても昨日の説明でよかったのじゃないかというようなお話も出ましたが、私は付託したほうがいいというふうに思っています。

清掃施設整備等調査特別委員会に付託したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それでは、議会の初日に、これを付託しますという内容も含めて委員長の報告をさせて頂きたいと思います。すみません、本会議前の全員協議会の中で報告させて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。失礼しました。

そのほか質疑等ありましたら挙手によりお願いします。

質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案等の取扱いについては、ただいまの説明のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 はい。異議なしと認め、このように決しました。

次に、⑤請願陳情について事務局より説明願います。

事務局次長、説明をお願いします。

○石井議会事務局次長 請願陳情につきまして御説明をさせていただきます。タブレット資料は08-0になります。請願陳情文書表を御覧頂きたいと思います。

今回、請願が1件提出されております。資料08-1、請願第7-1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、請願の内容から教育福祉委員会に付託になると思われま

す。説明は以上です。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

請願陳情の取扱いについて、質疑等がありましたら挙手によりお願いいたします。

なければ質疑を終了いたします。

それではお諮りいたします。

請願陳情については、ただいまの説明のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議なしと認めそのように決しました。

執行部ではかに案件報告事項等がなければここで退席願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

〔執行部退席〕

○村上委員長 次に、その他でございますが、何かありますか。

田村委員。

○田村泰之委員 話は過去に戻っちゃうのですが、ハラスメント条例とガイドラインが、宙ぶらりんになっていて結論が出てないので、これをどういう形にするかを諮ってください。

○村上委員長 はい、分かりました。

今のハラスメントの件で何か御意見等ありましたら、よろしくお願いします。

○村上委員長 暫時休憩します。

午前10時26分休憩

午前10時54分再開

○村上委員長 それでは協議を再開したいと思います。

今回のハラスメント条例の件なのですが、一回、全員協議会に今の流れの中間報告的なものを報告したいと思います。

それと、私と安見副委員長で議長に。

〔「それはいいのじゃない」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それはいいですか。

そこは、私と副委員長に預けて頂いてよろしいでしょうか。

そういう流れで対応したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それではほかにございますか。

ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。

なお、次の議会運営委員会は9月2日本会議終了後に開催予定としますので、御承知をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時55分閉会